

誓約書

年 月 日

鹿角市長 様

申請者 住所
氏名
電話

鹿角市ふるさとライフ若者定住支援補助金を申請するにあたり、下記のとおり誓約します。

記

- 1 私及び私と世帯を同じくする者が申請要件を全て満たしていること。
- 2 補助金の交付に係る審査及び交付後の居住状況の確認等のため、私及び私と世帯を同じくする者に係る住所の記録等の個人情報に関し、市長が調査及び関係機関に照会を行うことに同意すること。
- 3 補助金交付後、鹿角市ふるさとライフ若者定住支援補助金交付要綱第10条の返還規定に該当する場合は、補助金の交付決定の取り消し、又は全部を返還すること。

※鹿角市ふるさとライフ若者定住支援補助金交付要綱第10条は、裏面を参照のこと

鹿角市ふるさとライフ若者定住支援補助金交付要綱

(補助金の返還)

第10条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部を返還させることができる。

- (1) 本要綱による交付決定者及びその者の世帯員全員が、交付決定日から3年以内に市外へ転出したとき。
- (2) 第3条に掲げる補助対象者の要件を満たさなくなったとき。

第3条 補助金対象者等

補助金の交付対象者は、第1号の要件を満たし、かつ、第2号から第3号までのいずれかの要件の全てに該当する者とする。

(1) 移住者に関する要件

- ア 転入してから12か月以内の移住者であること。
- イ 秋田県の移住定住登録制度（A→K I T A登録）の登録者であること。
- ウ 転勤等（労使関係に基づいた勤務地変更を伴う異動をいう。）により本市へ転入したものではないこと。ただし、就職後最初の勤務地が市内であって任期が3年を超える場合を除く。
- エ 交付決定日から3年以上継続して市内に居住する意思を有していること。
- オ 世帯員全員が市税を滞納していないこと。
- カ 生活保護受給世帯でないこと。
- キ 世帯全員が、任期の定めのない職員の給料表が適用される公務員でないこと。

(2) 引越しに関する要件

- ア 転入日において、子育て世帯、若者世帯又は若者単身世帯であること。
- イ 過去に、この要綱による補助金及び鹿角市ふるさとライフ引越し補助金を交付されたことがないこと。

(3) 家賃等に関する要件

- ア 補助金の申請年度において、子育て世帯、若者世帯又は若者単身世帯であること。
- イ 民間賃貸住宅に入居している世帯であること。
- ウ 民間賃貸住宅の賃貸借契約の名義人となっており、家賃を支払っている（同一世帯員が支払っている場合を含む。）こと。
- エ 民間賃貸住宅において、同一居宅に他の世帯が居住していないこと。
- オ 過去に、この要綱による補助金及び鹿角市ふるさとライフ家賃等支援補助金を交付されたことがないこと。ただし、前年度から継続してこの要綱による補助金を受ける場合は、この限りでない。

(4) その他の要件

- ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- イ 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ウ この要綱による補助金以外の公的制度による引越し又は家賃補助等を受けていないこと。
- エ その他市長が交付対象者として不適当と認めた者でないこと。

(3) 第6条及び第8条の規定による申請の内容に虚偽があったとき。

(4) 本要綱により補助対象経費が引越しの交付を受けた者及びその者の世帯員のいずれかが、鹿角市ふるさとライフ移住しごと支援補助金交付要綱（平成31年鹿角市訓令第76号）による補助金の交付の決定を受けたとき。

(5) その他市長が返還の必要があると判断したとき。